

平成20年7月28日提出

平成20年7月市議会臨時会議案

白 河 市

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(白河市政務調査費の交付に関する条例の一部改正)

第1条 白河市政務調査費の交付に関する条例(平成19年白河市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第100条第13項及び第14項」を「第100条第14項及び第15項」に改める。

(白河市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第2条 白河市特別職報酬等審議会条例(平成18年白河市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第1条中「特別職の職員の報酬等」を「議員報酬及び市長の給料等」に改める。

第2条中「報酬等」を「議員報酬及び市長の給料等」に改め、同条第1号中「議会の議員の報酬」を「議会議員の議員報酬」に改める。

(白河市議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 白河市議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例(平成17年白河市条例第38号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

白河市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例

第1条中「第203条」を「第203条第3項及び第4項」に、「報酬」を「議員報酬」に改める。

第2条(見出しを含む。)、第3条、第4条及び第5条第2項中「報酬」を「議員報酬」に改める。

別表中「報酬月額」を「議員報酬月額」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成20年法律第69号)の施行の日から施行する。

平成20年7月28日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第106号

白河中央インターチェンジ南線道路改良工事請負契約について

市は、次のとおり白河中央インターチェンジ南線道路改良工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 白河中央インターチェンジ南線道路改良工事
- 2 工 期 議会の議決を得た日の翌日から平成21年3月25日まで
- 3 契約金額 315,000,000円
- 4 契約の方法 制限付一般競争入札
- 5 契約の相手方 白河市新白河一丁目73番地
三金興業株式会社
代表取締役 金子芳尚

平成20年7月28日提出

白河市長 鈴木和夫